

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p style="text-align: center;">今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生責任者は、岐阜県食品衛生責任者取扱要綱（以下、「要綱」という。）の規定により、知事が実施する講習会又は知事が承認した講習会を年1回以上受講することが義務付けられている。 ・食品衛生責任者に対する講習については、食品衛生、公衆衛生等に関する専門的な知識が必要である。 <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（公社）岐阜県食品衛生協会は、要綱の規定に該当する講習会として岐阜県知事が承認した唯一の講習会実施団体である。昭和51年の承認以降、毎年同協会が当該講習会を実施しており十分な実績を有している。 ・同協会は県下に11の地区協会を設置し、地区ではさらに業種毎に管理されるなど地域特性を備えた組織である。 ・本講習会は、要綱上受講が義務づけられているが、受講に対する意識は必ずしも高いとは言えず、例年複数回の受講勧奨を行い、未受講者の一掃を図っている。県下約1万5千人にのぼる受講対象者に対し、受講率を維持するためには、地区ごとに受講者や営業者に対する綿密な働きかけは非常に有効である。 ・講習内容は、年間を通じて統一的な内容に加え、地域特性や時事性を反映した内容が盛り込まれる必要がある。同協会は、食品衛生等に関する専門的知識を有する専門講師を職員に置いていることから、県及び地区協会と連携し、講習内容についてもきめ細やかな調整が可能である <p>以上のことから、委託先は（公社）岐阜県食品衛生協会しかない。</p>